

令和8年4月14日作成

# 伊勢やすらぎ公園墓地

一般使用の手引き  
永代管理使用の手引き



## 伊勢市

〒516-0045 伊勢市旭町 444 番地1  
TEL (0596)28-3367

## もくじ

1	伊勢やすらぎ公園墓地について……………	2
2	墓所区画、料金について……………	5
3	一般使用について……………	7
4	永代管理使用について……………	9
5	納骨(埋蔵)について……………	11
6	墓石等の工事について……………	13
7	名義変更(承継)について……………	15
8	使用者情報の変更について……………	17
9	使用許可証の再交付について……………	18
10	納付書の再発行について……………	19
11	墓所の場所を知りたいとき……………	20
12	墓地の墓じまいについて(改葬、墓所返還)……………	21
13	改葬許可の申請について……………	22
14	墓所返還の届け出について……………	23
15	よくある質問……………	25

## 1 伊勢やすらぎ公園墓地について



伊勢やすらぎ公園は、伊勢市旭町に位置し、敷地面積は約 27 万平方メートル、約 7,800 区画の墓所からなります。園内には桜をはじめ数多くの木々が植えられており、つつじ、もくせい、れんぎょうなど墓所の回りには、四季を通じて花が咲く自然に恵まれた墓地公園です。

伊勢自動車道(伊勢西 IC)から車で約 10 分、伊勢市駅・宇治山田駅から車で約 10 分という立地も魅力の一つです。

伊勢やすらぎ公園墓地の管理運営は、令和 8 年 1 月に公益財団法人伊勢市霊園公社から伊勢市が引継ぎました。

■区画図



■車でお越しの方

・伊勢自動車道 伊勢西IC から約 3km 10分



■公共交通機関でお越しの方

- ・三重交通おかげバス「辻久留・藤里線」で「伊勢やすらぎ公園」で下車
- ・おかげバス時刻表「辻久留・藤里線」（大倉うぐいす台方面）

宇治山田駅前	伊勢市駅前	伊勢市役所正面	庁舎前	やすらぎ公園
9:20	9:23	9:29	9:33	9:52
11:30	11:33	11:39	11:43	12:02
14:00	14:03	14:09	14:13	14:32

- ・おかげバス時刻表「辻久留・藤里線」（宇治山田駅方面）

やすらぎ公園	庁舎前	宇治山田駅前	伊勢市駅前	伊勢市役所正面
10:44	11:04	11:09	11:12	11:18
13:04	13:24	13:29	13:32	13:38
15:24	15:44	15:49	15:52	15:58

- ・バス停留所

おかげバス「辻久留・藤里線」停留所



■徒歩・自転車でお越しの方

- ・伊勢市駅から約3km 徒歩約40分、自転車約25分

## 2 墓所区画、料金について

当墓地の区画の大きさは2平方メートルからお選びいただけます。使用方法は「一般使用」と「永代管理使用」の2種類があります。

一般使用とは	毎年、墓地管理手数料を支払いながら使用する制度です。
永代管理使用とは	先々お墓を引き継ぐ人(承継者)がいらっしゃらない人のために、伊勢市が使用者に代わりお墓を管理する制度です。あらかじめ登録された人の焼骨等だけ納骨することができます。すべての人が死亡した時から33年を経過するまでの間は市が管理を行い、その後、市が所定の場所に改葬します。

### ■新規使用者の募集

当墓所は、年間を通じて空き区画の貸し出しを行っています。市内、市外の人、法人の申込が可能です。

詳しくは市ホームページ「伊勢市墓地埋葬」でご案内しています。

<https://www.city.ise.mie.jp/kurashi/bochi/yasuragibochi/index.html>



■墓地使用料など

区分	墓所の面積 [平方メートル]	一般使用		永代管理手数料 [円]※3
		墓地使用料 [円]※1	墓地管理手数料 [円/年]※2	
東向区画(共通)	2	220,000	1800	660,000
//	3	324,000	2,700	869,000
//	4	432,000	3,600	1,089,000
//	5	540,000	4,500	1,309,000
//	6	636,000	5,400	1,518,000
//	8	856,000	7,200	1,958,000
//	10	1,080,000	9,000	2,420,000

区分	墓所の面積 [平方メートル]	一般使用		永代管理手数料 [円]※3
		墓地使用料 [円]※1	墓地管理手数料 [円/年]※2	
西向区画(共通)	2	192,000	1800	660,000
//	3	288,000	2,700	869,000
//	4	388,000	3,600	1,089,000
//	6	588,000	5,400	1,518,000

区分	墓所の面積 [平方メートル]	一般使用		永代管理手数料 [円]※3
		墓地使用料 [円]※1	墓地管理手数料 [円/年]※2	
南向き(きんもくせい区画内)	2	250,000	1800	660,000
//	3	360,000	2,700	869,000

※1墓地使用料……………申込時に1度だけお支払いいただき墓所の区画を使用開始するための料金

※2墓地管理手数料……………通路等の除草や清掃、各種施設を維持管理する費用として1年に1回、毎年4月末に納めていただく料金

※3 永代管理手数料……………ご自身の一般使用している区画の管理を市に依頼する場合、上記とは別にお支払いいただく料金

### 3 一般使用について

墓所区画の一般使用とは、使用開始の時に墓地使用料を支払い、毎年の墓地管理手数料を支払いながら使用する方法です。

#### ■墓所区画使用の申請ができる人

市内、市外の人、法人の申込が可能です。

#### ■手続きの流れ

- 1.管理事務所に墓所の空き状況を問合せ
- 2.ご自身で現地確認し、使用する墓所を決定する
- 3.申請書に必要書類を添えて使用を申込む
- 4.許可証を受取り、墓地使用料・墓地管理手数料を支払う
- 5.墓石などを整備する
- 6.納骨(埋蔵)の手続きをする
- 7.納骨する

#### ■必要な書類

##### (個人の場合)

- ・実際に手続きする方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・申請者本人分の住民票の写し(本籍記載)
- ・誓約書

##### (法人の場合)

- ・実際に手続きする方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・登記事項証明書
- ・誓約書

※オンライン申請は原本の写真撮影で手続を行います。(原本は手元に残ります)

※書面申請の場合はコピーをご準備ください。

#### ■墓地使用料等について

- ・申請書の審査後、管理事務所から一般使用許可証と納付書(墓地使用料、墓地管理手数料)を郵送します。
- ・納期限までにお支払いください。納期限を過ぎると許可が取消しとなります。
- ・許可証は大切に保管してください

### ■墓地使用上の注意事項

- 1.墓所区画内は使用者の自己管理です。
- 2.原則、墓参者及び石材店等から墓所区画の場所の問合せがあった場合は、場所を教えることに同意いただきますが、特別な事情により非公開としたい場合は、申請後、管理事務所にご連絡ください。
- 3.交付された一般使用許可証は、納骨や改葬、名義変更、お墓を工事する場合などに必要となる重要な書類です。**必ず使用許可を受けた人が保管してください。**
- 4.墓地には、火葬しない死体(胎)は埋葬できません。
- 5.遺骨を納骨・改葬するときは、埋蔵届に一般使用許可証と市町村長発行の埋火葬許可証または改葬許可証を添えて提出してください。
- 6.墳墓等の工事をするときにはあらかじめ工事届に工事図面をつけて提出してください。
- 7.一般使用許可証に記載された住所氏名等が変更されたときは変更届を提出してください。
- 8.墓地管理手数料の納入通知は毎年4月上旬に送付します。納期限は毎年4月末です。お支払いは、納付書払いも可能ですが、できる限り口座振替にてお支払いください。
- 9.一般使用許可証を紛失、または汚損したときは再交付を受けてください。
- 10.墓所が不要になった時は原状に復して返還してください。

### ■申込みについて

以下のオンライン申請からお申込みください。(所要時間 5 分)

(一般使用新規申込み)



### ■書面で申請する場合

この手続は、伊勢やすらぎ公園墓地管理事務所、伊勢市役所環境課又は郵送でもできますので、事前にご相談ください。

## 4 永代管理使用について

永代管理使用とは、お墓を引き継ぐ人(承継者)がいない人のために、使用者に代わって伊勢市が墓所区画を管理する制度です。あらかじめ登録された人の遺骨だけ納骨(埋蔵)することができます。

### ■永代管理使用の内容

伊勢市が、年3回(盆、彼岸前)墓所内の清掃及び除草、献花をし、また、年1回合同の献花式を行います。永代管理使用許可証で定めたすべての人が死亡した時から33年を経過するまでの間は市が管理を行い、その後、市が所定の場所に改葬します。

### ■永代管理使用の申請ができる人

1. 一般使用許可を受けている
2. お墓を引き継ぐ人(承継者)がいない
3. 申請者及び埋蔵予定者の年齢が60歳以上である(死亡している場合は除く)
4. 死亡後、当墓所にその焼骨等の埋蔵を希望する

### ■永代管理使用の墓所に埋蔵できる人

市が発行した永代管理使用許可証(申請時に60歳以上)に記載されている埋蔵予定者に限ります。申請時において60歳未満の人は記載することができません。

### ■手続きの流れ

1. 管理事務所に問い合わせ条件などを確認する
2. 申請書に必要書類を添えて永代管理使用を申込む
3. 永代管理使用許可証を受取り、永代管理手数料を支払う
4. 納骨が必要になったら管理事務所に連絡し手続きを行う
5. 納骨する。

### ■永代管理使用が始まった墓所区画の墓石等の所有権について

永代管理使用許可を受けた墓所区画に設置された墓石その他の付属物一切の所有権は永代管理許可の日または永代管理手数料の納付の日のいずれか遅い日の翌日において伊勢市に帰属します。なお、埋蔵予定者の遺骨を納骨する時は墓石に字彫りすることは可能です。

### ■必要な書類

- ・実際に手続きする方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・申請者の世帯全員の住民票の写し(本籍記載)
- ・埋蔵予定者全員の住民票の写し(本籍記載)
  - ※既に死亡している埋蔵予定者分は不要
- ・一般使用許可証(旧:永代使用権利証)
  - ※一般使用許可と同時に申請する場合は不要

※オンライン申請は原本の写真撮影で手続きを行います。(原本は手元に残ります)

※書面申請の場合はコピーをご準備ください。

※一般使用許可証を紛失した場合は、管理事務所での窓口対応となります。

※その他必要な書類の提出を求めることがあります。

### ■永代管理手数料について

- ・申請書の審査後、管理事務所から永代管理使用許可証と納付書を郵送します。
- ・許可証は大切に保管してください。
- ・永代管理使用料は、納期限までにお支払いください。納期限を過ぎますと許可が取り消しとなります。
- ・お支払いいただいた永代管理手数料は返還できませんので十分ご検討の上お申込みください。
  - ※一般使用の使用料とは別に永代管理使用料が必要となります。
  - ※一般使用と永代管理使用を同時に申込み場合は管理事務所にお問合わせください。

### ■申込みについて

以下のオンライン申請からお申込みください。(所要時間 5 分)

(永代管理使用新規申請)



### ■書面で申請する場合

この手続は、伊勢やすらぎ公園墓地管理事務所、伊勢市役所環境課又は郵送でもできますので、事前にご相談ください。

## 5 納骨(埋蔵)について

遺骨を墓石の中に入れることを納骨または埋蔵(以下、納骨)と言います。自宅から納骨を行う場合は「埋火葬許可証」、他の墓地からの改葬する場合は「改葬許可証」を添えて埋蔵届を提出してください。なお、永代管理使用の場合は埋蔵予定者の遺骨のみ埋蔵できます。

埋火葬許可証・・・火葬場等が発行するもので、自宅から墓地に納骨する場合はこの埋火葬許可証で納骨の手続をします。

改葬許可証・・・他の墓地からの改葬する場合は、改葬元の墓地が所在する市町村が発行した改葬許可証で納骨の手続を行います。

### ■埋蔵届の手数料

・無料

### ■手続きの流れ

#### 1. 自宅での供養

遺骨とともに埋火葬許可証または改葬許可証は大切に保管してください。

#### 2. 管理事務所への連絡

納骨の日が決まりましたら、管理事務所までご連絡ください。

#### 3. 納骨の手続

- ・納骨までに埋蔵届を提出してください(オンライン申請も可能)
- ・埋火葬許可証または改葬許可証の「原本」を管理事務所にご提出ください。

#### 4. 納骨当日

※新たな埋蔵者を追加した過去帳が必要な場合は窓口に連絡してください。

### ■必要な書類

#### (必須)

- ・実際に手続きする方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・埋火葬許可証(自宅からの納骨)または改葬許可証(他の墓地からの改葬)

#### (次のいずれか)

- ・一般使用許可証(旧:永代使用権利証)
- ・永代管理使用許可証(旧:永代管理承認証)

※オンライン申請は原本の写真撮影で手続きを行います。(埋火葬許可証または改葬許可証の原本は後日、管理事務所に提出してください)

※書面申請の場合、埋火葬許可証または改葬許可証の原本をご準備ください。  
その他はコピーをご準備ください。

※永代使用権利証を紛失した場合は、再交付の手続きが必要です。

※その他必要な書類の提出を求めることがあります。

#### ■埋蔵届の提出

以下のオンライン申請からお申込みください。(所要時間 5 分)

(埋蔵届)



#### ■書面で申請する場合

この手続は、伊勢やすらぎ公園墓地管理事務所、伊勢市役所環境課又は郵送でもできますので、事前にご相談ください。

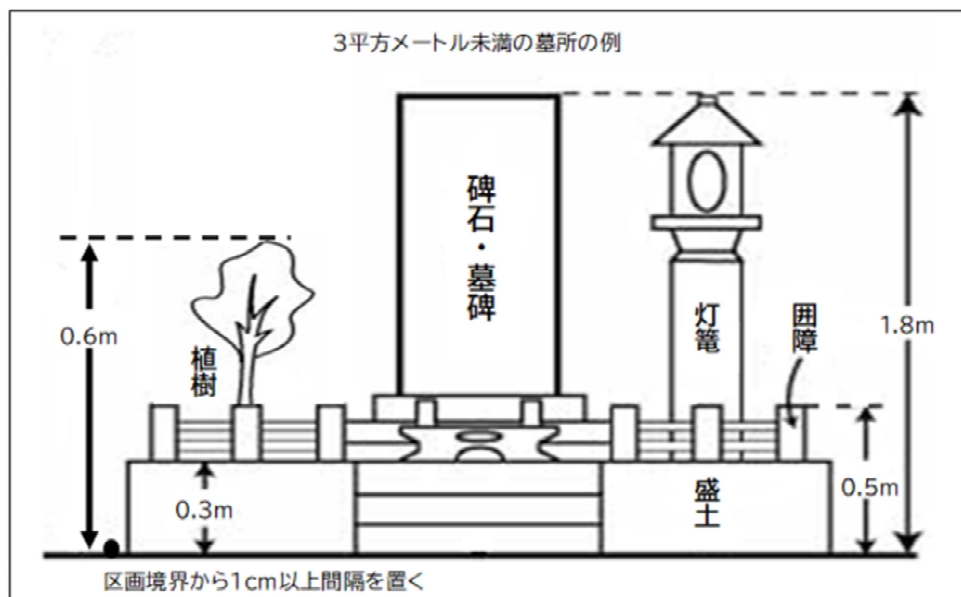
## 6 墓石等の工事について

墓石は1区画につき1基です。墓石等の工事の日が決まったら、あらかじめ墓石等設置(変更)工事届の提出が必要です。

### ■植樹及び墳墓等の制限

樹木および墳墓等の規格は以下のとおりです。なお、囲障については、区画の境界から1センチメートル以上の間隔を置いて設置してください。また、台石の背部と背割線は平行としてください。

面積【㎡】	地盤面からの高さ【m】			
	植樹	碑石または形像類	盛土	囲障
3未満	0.6	1.8	0.3	0.5
3以上4未満		2.0		
4以上5未満	1.0	2.5		0.5
5以上6未満				
6以上8未満	2.0	3.0	0.5	
8以上10未満				
10以上12未満				
12以上20未満				
20以上				



## ■必要な書類

### (必須)

- ・実際に手続きする方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・工事の内容がわかる平面図、立面図など

### (次のいずれか)

- ・使用者の本人確認書類(運転免許証など)
- ・一般使用許可証(旧:永代使用権利証)
- ・永代管理使用許可証(旧:永代管理承認証)

※オンライン申請は原本の写真撮影で手続きを行います。(原本は手元に残ります)

※書面申請の場合はコピーをご準備ください。

※永代使用権利証を紛失した場合は、再交付の手続きが必要です。

※その他必要な書類の提出を求めることがあります。

## ■届出方法

以下のオンライン申請からお申込みください。(所要時間 5 分)

(工事届)



## ■書面で届出する場合

この手続は、伊勢やすらぎ公園墓地管理事務所、伊勢市役所環境課又は郵送でもできますので、事前にご相談ください。

## 7 名義変更(承継)について

名義人が亡くなられた時など、引続き墓地を使用される場合は、速やかに新名義人(承継者)を決定し名義変更の手続きをしてください。

※この手続きはご本人のみ可能な手続です。

### ■申込みできる人

- ・新名義人(承継者)

### ■手続きにかかる手数料

- ・無料

### ■必要な書類

#### (個人の場合)

- ・旧使用者の一般使用許可証(旧:永代使用権利証)  
※永代使用権利証を紛失した場合は、再交付の手続きが必要です。  
※旧使用者がお亡くなりになっていて、一般使用許可証(旧:永代使用権利証)を紛失している場合は、戸籍謄本等、亡くなっていることがわかる書類を提出してください。
- ・新使用者本人分の住民票の写し(本籍記載)
- ・新使用者の本人確認書類(運転免許証など)
- ・旧使用者との関係がわかる書類(戸籍謄本など)
- ・誓約書

#### (法人の場合)

- ・実際に手続きする方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・旧使用者の一般使用許可証(旧:永代使用権利証)
- ・登記事項証明書
- ・誓約書

※オンライン申請は原本の写真撮影で手続を行います。(旧使用者の一般使用許可証の原本は後日、管理事務所に提出してください)

※書面申請の場合は、旧使用者の一般使用許可証の原本をご準備ください。  
その他はコピーをご準備ください。

※その他必要な書類の提出を求める場合があります。

### ■申込み方法

以下のオンライン申請からお申込みください。(所要時間 5 分)

(名義変更(承継))



### ■書面で申込む場合

この手続は、伊勢やすらぎ公園墓地管理事務所、伊勢市役所環境課又は郵送でもできますので、事前にご相談ください。

### ■その他注意事項

原則、墓参者及び石材店等から墓所区画の場所の問合せがあった場合は教えることに同意いただきますが、特別な事情により非公開とする必要がある場合は、申請後管理事務所にご連絡ください。

## 8 利用者情報の変更について

以下の項目に変更があるときは速やかに届出をしてください。

(個人の場合) 本籍、住所、氏名

(法人の場合) 法人名称、代表者の職氏名、主たる事務所の所在地

### ■手続きにかかる手数料

・無料

### ■必要な書類

(個人の場合)

- ・実際に手続きする方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・一般使用許可証(旧:永代使用権利証)
- ・変更事項がわかる書類(住民票の写しなど)

(法人の場合)

- ・実際に手続きする方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・一般使用許可証(旧:永代使用権利証)
- ・登記事項証明書

※オンライン申請は原本の写真撮影で手続きを行います。(原本は手元に残ります)

※一般使用許可証を紛失した場合は、再交付の手続が必要です。

※書面申請の場合はコピーをご準備ください。

※その他必要な書類を求める場合があります。

### ■届出方法

以下のオンライン申請からお申込みください。(所要時間 3 分)

(利用者事項の変更(住所変更など))



### ■書面で届出する場合

この手続は、伊勢やすらぎ公園墓地管理事務所、伊勢市役所環境課又は郵送でもできますので、事前にご相談ください。

## 9 使用許可証の再交付について

一般使用許可証(旧:永代使用権利証)紛失し、または汚損したときは、許可証の再交付を受けてください。

※この手続きは使用者ご本人のみ可能な手続です。

### ■必要な書類

(個人の場合)

- ・使用者の本人確認書類(運転免許証など)

(法人の場合)

- ・登記事項証明書

※オンライン申請は原本の写真撮影で手続を行います。(原本は手元に残ります)

※書面申請の場合はコピーをご準備ください。

※その他必要な書類の提出を求める場合があります。

### ■申込み方法

以下のオンライン申請から許可証の再交付をお申込みください。(所要時間 5 分)

(許可証再交付)



### ■書面で申込みする

この手続は、伊勢やすらぎ公園墓地管理事務所、伊勢市役所環境課でもできますので、事前にご相談ください。

## 10 納付書の再発行について

### ■必要な書類

- ・運転免許証等の本人確認書類

※使用者でなくても発行は可能です。

※オンライン申請は原本の写真撮影で手続きを行います。(原本は手元に残ります)

### ■申込み方法

以下のオンライン申請から納付書の再発行をお申込みください。(所要時間 3 分)

(納付書再発行)



### ■その他確認事項

- ・納付書の住所、氏名に変更がないか確認してください。
- ・紛失した納付書が見つかった場合は破棄してください。

## 11 墓所の場所を知りたいとき

### ■区画番号が分からない場合(亡くなった知人のお墓参りなど)

管理事務所(0596-28-3367)へ連絡してください。(確認に時間がかかる場合があります。)

### ■区画番号が分かっている場合

市ホームページに掲載している区画番号入りの地図でご確認ください。

### ■その他(しきみ、榊の販売について)

県外からのお墓参りや買い忘れた方のために、管理事務所で造花を販売しています。生花が必要な場合は、あらかじめ各自でご準備いただきますようお願いします。



## 12 墓地の墓じまいについて(改葬、墓所返還)

「墓じまい」とはお墓参りや墓地の管理が難しくなってきた場合など、使用しているお墓を片付けて永代供養墓に遺骨を預けるなどを行う一連の行為のことです。

墓地に納骨されている遺骨を別の墓地または納骨堂などに移転させることを「改葬」と言い、改葬を行うには法律に基づき、墓地の所在市町村で「改葬許可」を受ける必要があります。その後、墓所を片付けて返還するときは、**墓地管理者へ返還の届け出**が必要となります。

### ■大まかな流れ

1. お墓や寺社・納骨堂など、移転先を決める
2. 改葬許可証交付申請書に必要事項を記入し環境課(市役所本庁)に提出する
3. 改葬許可証を受け取る(許可手数料200円)
4. 遺骨の取出し、墓石の撤去をする
5. 墓地管理者に墓所返還届を提出する
6. 移転先へ納骨し、移転先の墓地管理者に改葬許可証を渡す

## 13 改葬許可の申請について

お墓の移転先が決まったら、申請書に必要事項を記入のうえ環境課に提出し改葬許可を取得してください。改葬許可申請は書面のみの手続となります。

### ■改葬許可手数料

200 円

### ■必要な書類

- ・改葬許可証交付申請書(必要事項を記入したもの)
- ・実際に手続きをする人の運転免許証等の本人確認書類(複写)

### ■申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ環境課に提出してください。

### ■郵送で申請する場合

郵送で申請される場合は以下の書類などを同封し郵送してください。

#### (同封するもの)

- ・改葬許可証交付申請書(必要事項を記入したもの)
- ・運転免許証などの本人確認書類(複写)
- ・200 円の郵便小為替(郵便局で購入)
- ・返信先を記入した封筒(25g 郵送切手を貼ったもの)

#### (郵送先)

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7-29 伊勢市役所環境課環境対策係

【封筒表面】「市営墓地改葬許可申請書類在中」と記載

【封筒裏面】墓地使用者の住所氏名を記載

【到着の目安】上記書類が到着後1週間程度で環境課から改葬許可証を発送

### ■注意事項

- ・お墓から遺骨を取り出す作業は、改葬許可証があればご自身による作業が可能です。
- ・遺骨の取り出しを業者等へ依頼する場合は、別途手数料が発生する場合がありますので、料金等については事前に十分ご確認のうえ、業者等へ依頼してください。

## 14 墓所返還の届け出について

### (一般使用の場合)

- ・改葬許可を得て遺骨を移し、自身で墓石等を撤去した後、墓所返還届を提出してください。また、一般使用許可証(旧:永代使用権利証)の 原本 を管理事務所に返却してください。

### (永代管理使用の場合)

- ・管理事務所にご連絡ください。永代管理使用の場合は市が墓石の撤去を行います。

### ■必要な書類

#### (一般使用の場合)

- ・実際に手続きする方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・一般使用許可証(旧:永代使用権利証)

#### (永代管理使用の場合)

- ・実際に手続きする方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・一般使用許可証(旧:永代使用権利証)
- ・永代管理使用許可証(旧:永代管理承認証)

※オンライン申請は原本の写真撮影で手続きを行います。(永代使用権利証の原本は後日、管理事務所に提出してください)

※許可証を紛失した場合は管理事務所にご連絡ください。

※書面申請の場合は、永代使用権利証は原本、その他はコピーをご準備ください。

### ■届出方法

以下のオンライン申請からお申込みください。(所要時間 3 分)

(墓所の返還)



### ■書面で届出する場合

この手続は、伊勢やすらぎ公園墓地管理事務所、伊勢市役所環境課又は郵送でもできますので、事前にご相談ください。

### ■注意事項

1. 一般使用許可を受けた方が墓所を返還するときは、使用者が設立したすべての墓石・外柵・縁石等を必ず撤去して更地にしてください。
2. 返還にかかる手続きなどは全て使用者の責任において行っていただくものです。
3. 遺骨の取り出しを業者等へ依頼する場合は、別途手数料が発生する場合がありますので、料金等については事前に十分ご確認のうえ、業者等へ依頼してください。

## ■市営化にともなう引継ぎについて

Q:市営化に伴う名称・手続きの変更点は？

A:管理者が公益財団法人伊勢市霊園公社から伊勢市へ移行しました。基本的な事項は引き継がれます。

名称の変更:「伊勢やすらぎ公園墓所」から「伊勢やすらぎ公園墓地」へ。

管理事務所: 開設時間は 8:30~16:45 で変更ありません。

権利証・許可証: 霊園公社発行の「墓所使用権利証」はそのまま有効です。

口座振替: 金融機関との契約の関係で、市営化後に再度手続きが必要です。

Q:市営化に伴う費用・支払いについては？

A:一部の手数料の無料化や、管理料の支払いサイクルが変更されます。

各種手数料: 権利証再交付、埋蔵届、過去帳登録、工事・字彫り届、施設使用料は無料(不要)となります。

毎年の管理手数料: 1 平方メートル当たり 900 円に変更ありません。

支払いサイクル: 「3 年分を 3 年に 1 回」から「1 年分を毎年 1 回」へ変更されます。(令和 7 年 4 月支払済の方は令和 10 年度分から開始)。

支払い方法: 新たにコンビニ支払いが可能になります。

Q:伊勢やすらぎ公園墓地の管理運営の沿革は？

A:墓地の管理運営の沿革は以下の通りです。

昭和 48 年 11 月 市が財団法人伊勢市霊園公社を設立

昭和 50 年 5 月 墓地分譲を開始

平成 25 年 4 月 一般財団法人伊勢市霊園公社に移行

令和 5 年 4 月 公益財団法人伊勢市霊園公社に移行

令和 5 年 12 月 公園部分を市の都市公園として供用開始

令和 8 年 1 月 墓地の管理運営を市が引継ぎ

## ■墓所区画の使用申込み・承継について

Q:伊勢市民以外でも申し込めますか？

A:これまでと同様に市外の人でも申込みが可能です。まずは、市ホームページで空き区画、新規使用者募集についてご確認ください、管理事務所までお問合せください。

Q:单身ですが、自分が生きているうちに墓所区画を購入できますか？

A:はい、可能です。墓所区画を使用いただく際に、「一般使用」と「永代管理使用」の両方を申込みいただくことで生前購入が可能となります。

Q:お墓を引き継ぐ人がいないのですがどうすれば良いですか？

A:お墓を引き継ぐ人がいない使用者のために、市が使用者に代わり墓所区画を管理する永代管理制度がございます。まずは、市ホームページで永代管理制度についてご確認ください、管理事務所までお問合せください。

Q:お墓の承継(名義変更)はどうすればいいですか？

A:使用者が亡くなられた場合などで承継の手続きが必要です。戸籍謄本などの書類が必要となりますので、市ホームページの「名義変更(継承)」のページをご確認ください。

Q:「永代管理使用」とはどのような内容ですか？

A:お墓を引き継ぐ人がいない当墓所の使用者のために、市が使用者に代わり33年間墓所区画を管理する仕組みです。毎年3回の献花、掃除、除草と毎年1回の合同献花式を行います。33年経過後、市が所定の場所に改葬します。

Q:永代管理使用の埋蔵予定者ですが、家庭の事情で別のお墓に入ることになりました。どうしたら良いですか？

A:まずは、管理事務所にご相談ください。状況に応じてご案内いたします。

Q:オンライン申請をしましたが申請は届いていますか？

A:オンライン申請では、申請の完了をお知らせする自動返信メールを送信しますのでご確認ください。

## ■納骨(埋蔵)・お参り・施設利用のルールについて

Q:自宅での弔いが終わり遺骨を墓所に納骨したいのですがどうすれば良いですか？

A:納骨までに、管理事務所へ「埋蔵届」と「埋火葬許可書」を提出してください。

Q:納骨したいのですが「埋火葬許可書」を紛失してしまいました。どうすれば良いですか？

A:火葬された斎場等で「埋火葬許可書」に代わる「火葬済証明書」の発行を受けて管理事務所に提出してください。

Q:送迎バスは運行していますか？

A:おかげバスをご利用ください。時刻表などは「やすらぎ公園墓地のご案内」ページをご確認ください。

Q:しきみ、榊の販売はありますか？

A:県外からのお墓参りや買い忘れた方のために、管理事務所で造花を販売しています。生花が必要な場合は、あらかじめ各自でご準備いただきますようお願いいたします。

Q:供え物(花や食べ物)に決まりはありますか？

A:環境保全とカラス、獣害の被害防止のため、食べ物はお持ち帰りください。枯れたお花は指定のゴミ箱へお願いいたします。

Q:ペットが亡くなったのですが埋蔵できますか？

A:当墓所ではペットを埋蔵することはできません。

Q:使用後の塔婆はどのように処分したら良いですか？

A:60センチ以内にしていただき市の指定ごみ袋に入れて、墓地のごみ集積所に入れてください。平日でしたら管理事務所内にごみ箱があります。

Q:亡くなった知人のお墓参りに来ましたがどの区画か教えてもらえますか？

A:管理事務所にご相談ください。

×E

令和8年4月14日



所在地	〒516-0045 伊勢市旭町444番地1 伊勢やすらぎ公園墓地管理事務所
開設時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 45 分
問合せ	0596-28-3367
定休日	土,日,祝日,年末年始 ※お墓参りは年中ご利用できます。